

粉じん計較正登録機関手引き

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

目 次

I	浮遊粉じんの量の測定に関する規定等	1
II	粉じん計較正業務の登録機関となるための申請手続き	2
	1. 登録の要件	
	2. 申請に必要な書類	
	3. 登録の事前相談	
	4. 登録の通知	
	5. 有効期間	
III	較正業務の実施について	5
	1. 登録後の較正業務開始に当たって必要な手続き	
	(1) 較正業務規程の届出	
	(2) 実施義務	
	2. その他較正事務に関し必要な事項	
	(1) 帳簿の記載と保存	
	(2) 財務諸表等の備付及び閲覧等	
	(3) 実績報告書の提出	
	(4) 登録事項の変更	
	(5) 較正業務規程の変更	
	(6) 較正業務の休止について	
	(7) 較正業務の廃止について	
	3. 登録の更新	
IV	留意事項	10
	1. 適合命令	
	2. 改善命令	
	3. 登録の取消し等	
	4. 報告の徴収	
	様式例	11
	様式例 1 登録申請書	
	様式例 2 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類	
	様式例 3 機械器具一覧	
	様式例 4 較正の業務を実施する者の名簿	
	様式例 5 役員名簿	
	様式例 6 較正業務規程届	
	様式例 7 較正業務規程	
	様式例 8 登録事項変更届	
	様式例 9 較正業務規程変更届	
	様式例 10 休止届	
	様式例 11 廃止届	
	様式例 12 登録更新申請書	
	様式例 13 実績報告書	
	関係法令	28
	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）	
	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）	
	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）	

I 浮遊粉じんの量の測定に関する規定

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条に基づき、特定建築物の所有者等は、建築物環境衛生管理基準に従って当該特定建築物の維持管理をする必要があります。建築物環境衛生管理基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条に規定されており、空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合、浮遊粉じんの量を空気1立方メートルにつき、0.15ミリグラム以下とすることとされています。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2に空気環境の測定頻度、測定機器等が規定されており、浮遊粉じんの量の測定に当たっては、①2箇月以内ごとに1回、定期的に測定すること、②グラスファイバーろ紙（0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器を使用することとされています。さらに、建築物環境衛生維持管理要領（平成20年1月25日付健発第0125001号）において、浮遊粉じん量の測定に使用される較正機器にあつては1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた者の較正を受けることとされています。

Ⅱ 粉じん計較正業務の登録機関となるための申請手続き

登録は、浮遊粉じんの量を測定する機器の較正業務を行おうとする個人又は法人の申請により行います。

1. 登録の要件

登録には、以下の要件（１）と（２）に適合することが必要です。

（１）申請者に関する要件

申請者が、次の①～③のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができません。

- ①建築物衛生法又は建築物衛生法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない場合
- ②厚生労働大臣が登録較正機関の登録を取り消し、その取消しの日から二年を経過しない場合
- ③（申請者が法人の場合）法人の業務を行う役員のうち、①又は②のいずれかに該当する者がある場合

（２）登録基準

登録較正機関の登録基準は、次のとおりです。

機械器具	次に掲げる較正の業務を行うために必要な機械器具を有し、これを用いて較正の業務を行うものであること 1) ステアリン酸粒子発生装置 2) 電子顕微鏡 3) 電子顕微鏡用画像撮影装置 4) ローボリウムエアサンプラー 5) 精密天秤 6) 積算流量計 7) 設置型粉じん計 8) チャンバー 9) フロート型面積流量計
較正の業務を行う者	較正の業務を行う者が次のいずれかに該当するものであること。 1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、1 年以上理化学的検査の実務に従事した経験を有する者 2) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学又は工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上理化

	<p>学的検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>3) 1)及び2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p>
<p>較正の信頼性の確保のための措置</p>	<p>次に掲げる較正の信頼性の確保のための措置がとられていること。</p> <p>1) 較正の業務を行う部門に管理者が選任されていること。</p> <p>2) 較正の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。</p> <p>3) 2)に掲げる文書に記載されたところに従い、専ら較正の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。</p>

2. 申請に必要な書類

申請に当たっては、登録申請書と添付書類を各1部提出してください。

(1) 登録申請書

登録申請書に記載する事項は、次の①～③です。

①個人の場合：氏名と住所

法人の場合：法人の名称と住所、代表者の氏名と住所

②較正業務を行う事業所の名称と所在地

③較正業務を開始しようとする年月日

【提出書類】

- ・登録申請書（様式例1）
- ・添付書類（各1部。詳しくは（2）を御参照ください。）

【提出先】

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

【提出方法】

郵送

(2) 添付書類

添付書類は、申請者が個人の場合と法人の場合で異なります。それぞれに該当する書類を提出してください。

①申請者が個人の場合

ア 住民票の写し

イ 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類（様式例2）

ウ 機械器具一覧（較正業務に用いる機械器具の名称、型式、製造者名、数量及びそれらの所有又は借入れの別）（様式例3）

エ 較正業務を実施する者の氏名及び略歴（様式例4）

- オ 事業概要（較正業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類）
- カ 較正業務規程の案（様式例7）

②申請者が法人の場合

- ア 定款又は寄附行為
- イ 登記事項証明書
- ウ 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類（様式例2）
- エ 機械器具一覧（較正業務に用いる機械器具の名称、型式、製造者名、数量及びそれらの所有又は借入れの別）（様式例3）
- オ 較正業務を実施する者の氏名及び略歴（様式例4）
- カ 役員名簿（役員氏名及び略歴）（様式例5）
- キ 事業概要（較正業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類）
- ク 較正業務規程の案（様式例7）

3. 登録の事前相談

登録の申請に当たっては、事前に以下の担当係へ御相談ください。

【担当】

東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
連絡先 03-5253-1111

4. 登録の通知

申請書を提出していただいた後、審査を経て、要件に適合していることが確認された場合には、登録番号を付した「登録通知」を交付します。

なお、登録した際には、官報に公示いたします。

5. 有効期間

登録の有効期間は5年間です。

較正業務を継続する場合は、5年ごとに更新を受ける必要があります。

更新の手続きについては、「Ⅲ 較正業務の実施について」の「3. 登録の更新」を御確認ください。

Ⅲ 較正業務の実施について

1. 登録後の較正業務開始に当たって必要な手続き

(1) 較正業務規程の届出

登録較正機関は、較正業務の開始前に較正業務規程を定め、厚生労働大臣に届け出ることが必要です。

較正業務規程には、以下の①～⑦の項目について記載し、1部提出してください。

- ①較正業務の実施方法
- ②較正業務に関する料金
- ③較正業務に関する料金の収納方法に関する事項
- ④較正済証明書の発行に関する事項
- ⑤較正業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
- ⑥財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る費用に関する事項
- ⑦その他較正業務に関し必要な事項

【提出書類】

- ・較正業務規程届（様式例6）
- ・較正業務規程（様式例7）

【提出先】

東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

【提出方法】

郵送

(2) 実施義務

登録較正機関は、浮遊粉じんの量を測定する機器の較正の申込みがあったときは、正当な理由がある場合を除き、較正を行わなければなりません。また、登録較正機関は、公正に較正業務を行う必要があります。

2. その他較正業務に関し必要な事項

(1) 帳簿の記載と保存

登録較正機関は、較正業務を実施したときは、帳簿を作成して、保存する必要があります。

【帳簿の記載事項】

- ・較正の実施年月日
- ・実施者の氏名
- ・較正を行った機器の名称

【帳簿の保存期限】

- ・作成した帳簿は、較正業務の全部を廃止するまで、保存しなければなりません。

※帳簿は電子データにより作成し、コンピュータのハードディスク、CD-R等の電子媒体に保存しておくことも可能です。

(2) 財務諸表等の備付及び閲覧等

登録較正機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成して、事業所内に5年間保存しておく必要があります。

なお、登録較正機関は、較正を申し込もうとする者やその他の利害関係者から、登録較正機関の業務時間内に、財務諸表等の閲覧、謄写、謄本又は抄本の請求があった場合は対応する必要があります。

【財務諸表等が書面により作成されている場合の請求項目】

- ・書面の閲覧又は謄写
- ・謄本又は抄本（較正業務規程に費用を定める必要があります。）

【財務諸表等が電磁的記録により作成されている場合の請求項目】

- ・電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面により表示したものの閲覧又は謄写
- ・謄本又は抄本（較正業務規程に費用を定める必要があります。）

※謄本又は抄本を提供する方法については、書面、電子メール又はフロッピーディスク等の交付のいずれかの方法により提供することになります。

(3) 実績報告書の提出

較正業務の適正な実施を推進する観点から、毎事業年度終了後3月以内に較正業務に係る実績報告をお願いいたします。

【提出書類】

- ・実績報告書（様式例13）

【提出先】

東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

【提出方法】

郵送

(4) 登録事項の変更

登録較正機関は、その氏名若しくは名称、住所、較正業務を行う事業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、厚生労働大臣に届出を行うことが必要で

す。

【提出書類】

- ・登録事項変更届（様式例8）
- ※変更後に、登記簿の謄本を提出してください。

【提出先】

東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

【提出方法】

郵送

（5） 較正業務規程の変更

登録較正機関は、較正業務規程の内容を変更しようとするときは、事前にその内容を厚生労働大臣に届け出る必要があります。

【提出書類】

- ・較正業務規程変更届（様式例9）
- ・変更後の較正業務規程（様式例7）
- ・新旧対照表

【提出先】

東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

【提出方法】

郵送

（6） 較正業務の休止について

登録較正機関が、較正業務を休止しようとするときは、休止しようとする日の2週間前までに厚生労働大臣に届け出ることが必要です。

【提出書類】

- ・休止届（様式例10）

【提出先】

東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

【提出方法】

郵送

(7) 較正業務の廃止について

登録較正機関が、較正業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の2週間前までに厚生労働大臣に届け出ることが必要です。

【提出書類】

- ・廃止届（様式例11）

【提出先】

東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

【提出方法】

郵送

3. 登録の更新

登録の有効期間は5年です。引き続き登録の更新を受けようとする場合は、更新を希望する日の1箇月前までに申請書を提出してください。

申請に必要な添付書類は、新規に登録する際の書類と同様です。

(1) 登録更新申請書

登録更新申請書に記載する事項は、次の①～③です。

- ①個人の場合：氏名と住所
法人の場合：法人の名称と住所、代表者の氏名と住所
- ②較正業務を行う事業所の名称と所在地
- ③較正業務を開始しようとする年月日

【提出書類】

- ・登録更新申請書（様式例12）
- ・添付書類（詳細は（2）を御参照ください。）

【提出先】

東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

【提出方法】

郵送

(2) 添付書類

添付書類は、申請者が個人の場合と法人の場合で異なります。それぞれに該当する書類を提出してください。

①申請者が個人の場合

- ア 住民票の写し
- イ 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類（様式例2）
- ウ 機械器具一覧（較正業務に用いる機械器具の名称、型式、製造者名、数量及びそれらの所有又は借入れの別）（様式例3）
- エ 較正業務を実施する者の氏名及び略歴（様式例4）
- オ 事業概要（較正業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類）
- カ 較正業務規程の案（様式例7）

②申請者が法人の場合

- ア 定款又は寄附行為
- イ 登記事項証明書
- ウ 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類（様式例2）
- エ 機械器具一覧（較正業務に用いる機械器具の名称、型式、製造者名、数量及びそれらの所有又は借入れの別）（様式例3）
- オ 較正業務を実施する者の氏名及び略歴（様式例4）
- カ 役員名簿（役員氏名及び略歴）（様式例5）
- キ 事業概要（較正業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類）
- ク 較正業務規程の案（様式例7）

(3) 登録の通知

申請書を提出していただいた後、審査を経て、要件に適合していることが確認された場合には、「更新通知」を交付します。

IV 留意事項

1. 適合命令

厚生労働大臣は、登録校正機関が、各登録要件のいずれかに適合しなくなった場合には、その登録校正機関に対して、要件に適合するため必要な措置を講ずるよう命じることがあります。

2. 改善命令

厚生労働大臣は、登録校正機関が、校正の申込みがあったのに校正を行わなかったとき（正当な理由がある場合を除く。）又は公正に校正の業務を行っていないことが認められるときは、その登録校正機関に対して、校正の業務を行うべきこと又は校正の業務の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命じることがあります。

3. 登録の取消し等

厚生労働大臣は、登録校正機関が次のいずれかに該当するときは、登録の取消しや一定期間業務の停止を命じることがあります。

- 建築物衛生法又は建築物衛生法に基づく命令に違反して罰金以上の刑に処せられたとき
- 法人の場合、役員が建築物衛生法又は建築物衛生法に基づく命令に違反して罰金以上の刑に処せられたとき
- 登録事項の変更届を怠ったとき
- 校正業務規程の届出、変更届を怠ったとき
- 休止、廃止の届出を怠ったとき
- 財務諸表等の作成、保存を怠ったとき
- 正当な理由なく財務諸表等の閲覧等の請求を拒んだとき
- 厚生労働大臣による適合命令又は改善命令に違反したとき
- 不正の手段により登録を受けたとき

4. 報告の徴収

厚生労働大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要な限度において、登録校正機関に対し、登録校正機関の業務又は経理の状況に関し、報告を求めることがあります。

【様式例 1 登録申請書】

粉じん計較正登録申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○
名称 (団体の名称)
代表者氏名 (役職) (氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 号の表第 1 号に定める登録較正機関の登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

名 称
住 所
代表者氏名
代表者住所

2 較正の業務を行う事業所の名称及び所在地

名 称
所 在 地

3 較正の業務を開始しようとする年月日

年 月 日

【様式例 2 申請者が欠格条項に該当しないことを説明した書類】

宣 誓 書

建築物の衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 条の 4 第 1 項に規定する欠格条項に
該当しないことを宣誓します。

年 月 日

厚生労働大臣 殿

所 在 地 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
名 称 (団体の名称)
代 表 者 氏 名 (役職) (氏名)

【様式例 4 較正の業務を実施する者の名簿】

較正の業務を実施する者の名簿			
氏 名	○○○○ ○○○○	生年月日	昭和 年 月 日
勤 務 先	○○○○○○○○	役 職 名	○○○○
最 終 学 歴	○○大学○○学部○○学科		
実 務 経 歴	実務期間	実務内容	
	年 月～ 年 月	○○株式会社 ○○課長 (○○業務)	
	年 月～ 年 月	△△株式会社 ○○部長 (○○業務)	
	通算実務期間 ○○年		
免 許 ・ 資 格	○○○○		
賞 罰	な し		
•			
氏 名	○○○○ ○○○○	生年月日	昭和 年 月 日
勤 務 先	○○○○○○○○	役 職 名	○○○○
最 終 学 歴	○○大学○○学部○○学科		
実 務 経 歴	実務期間	実務内容	
	年 月～ 年 月	○○株式会社 ○○課長 (○○業務)	
	年 月～ 年 月	△△株式会社 ○○部長 (○○業務)	
	通算実務期間 ○○年		
免 許 ・ 資 格	○○○○		
賞 罰	な し		
•			

【様式例5 役員名簿】

略 歴 書

ふりがな 氏 名		生年月日	昭和 年 月 日
現 住 所	〇〇県 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇		
勤 務 先 名	〇〇〇〇〇〇〇〇	役 職 名	〇〇〇〇
最 終 学 歴	〇〇大学〇〇学部		
職 歴	昭和〇〇年 〇月 〇〇〇〇株式会社入社		
	昭和〇〇年 〇月 〇〇〇〇株式会社〇〇部〇〇課長		
	・・・		
	〇〇年 〇月 〇〇〇〇株式会社〇〇部長		
	(現在に至る)		
免 許 ・ 資 格	〇〇〇〇		
賞 罰	なし		

【様式例 6 較正業務規程届】

年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○
名称 (団体の名称)
代表者氏名 (役職) (氏名)

較正業務規程の届出について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 条の 9 に基づき、別添のとおり較正業務規程を提出します。

較正業務規程

制定 ○年○月○日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、〇〇が建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2第1号の表第1号の規定により、登録較正機関として行う粉じん計の較正の業務(以下「較正業務」という。)の実施について必要な事項を定める。

(較正業務実施の基本方針)

第2条 〇〇は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及びこれに基づく命令並びにこれらに係る通知によるほか、この規程に基づき較正業務を適確かつ公正に実施するものとする。

第2章 較正業務の実施方法

(較正業務の実施体制)

第3条 較正業務を実施するため、〇〇に較正実施本部を置く。

- 2 〇〇の△△長が、較正実施本部の長を務める。
- 3 較正実施責任者及び較正監督者は、・・・

(較正業務規程)

第4条 〇〇は、較正業務規程に基づき、較正業務を実施するものとする。

- 2 較正業務規程を変更する場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

(案内及び申込書)

第5条 〇〇は、較正業務に関する案内及び申込書を作成し、較正を受けようとする者に配布する。

- 2 〇〇は、前項の案内を、〇〇の機関誌及びホームページ等に掲載するものとする。

(較正の申込み)

第6条 〇〇は、較正を受けようとする者に、申込書を提出させることにより較正の申込を受け付けることとする。

(申込の受理)

第7条 〇〇は、前条による申込書が提出された場合には、記載事項その他必要な事項を審査し、受理するものとする。

(較正業務の実施方法)

第8条 較正業務は、・・・

(較正に用いる機械器具)

第9条 較正に用いる機械器具は、別表に定めるとおりとする。

第3章 較正業務に関する料金

(料金)

第10条 較正業務に関する料金は、1台につき〇円（消費税を含む。）とする。

第4章 較正業務に関する料金の収納方法に関する事項

(料金の収納方法)

第11条 較正業務に関する料金は、原則として、申込と同時に現金又は金融機関の振込で収納するものとする。

第5章 較正済証明書の発行に関する事項

(較正済証明書の発行)

第12条 〇〇は、較正した粉じん計について、較正済み証明書を発行する。また、・・・

第6章 較正業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

(較正業務に関する帳簿作成及び保存)

第13条 〇〇は、次の事項を記載した帳簿を電磁的記録により作成し、較正業務の全部を廃止するまで保存するものとする。

- (1) 較正の実施年月日
- (2) 実施者の氏名
- (3) 較正を行った機器の名称

(書類の保存)

第14条 較正業務に関する書類及び帳簿の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 較正申込書 〇年
- (2) ・・・

第7章 財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る費用に関する事項

(財務諸表等の備付及び閲覧等)

第15条 〇〇は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を電磁的記録により作成するものとする。

- 2 〇〇は、作成した財務諸表等を事業所内に5年間保存しておくものとする。
- 3 〇〇は、較正の申込者やその他の利害関係者から、〇〇の業務時間内に、財務諸表等の

閲覧又は謄写の請求があった場合は、それを許可するものとする。

4 ○○は、較正の申込者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の謄本又は抄本の請求があった場合は、書面、電子メール又はフロッピーディスクの交付のいずれかの方法により提供するものとする。

5 ○○は、前項の規定に基づき謄本又は抄本を提供する場合は、次の額の費用を徴収するものとする。

書面で提供する場 〇〇〇円

電子メールで提供する場 〇〇〇円

フロッピーディスクで提供する場 〇〇〇円

第8章 その他較正業務に関し必要な事項

(実績報告)

第16条 ○○は、毎事業年度終了後3月以内に、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長に講習業務に係る実績報告書を提出するものとする。

(秘密保持義務)

第17条 ○○の役職員及びこれらのものであった者は、較正業務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。

(他の業務からの独立性)

第18条 ○○は、較正業務の実施に当たり、較正業務以外の業務から影響を受けることなく、当該事務を行うものとする。

(苦情及び異議申立)

第19条 ○○は、較正業務に関し、較正を申し込もうとする者その他の関係者から苦情又は異議申立があった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規定に則り、適正に処理するものとする。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、較正業務の実施方法等に関し必要な事項は、○○の△△長が別に定める。

附則

1 この規程は、○年○月○日から適用する。

【様式例 8 登録事項変更届】

年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○

名称 (団体の名称)

代表者氏名 (役職) (氏名)

登録事項変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 条の 8 の規定に基づき、下記のとおり登録事項の変更を届け出ます。

記

1 変更内容

(新) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(旧) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 変更年月日

○年○月○日

3 変更理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○のため。

【様式例9 較正業務規程変更届】

年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○

名称 (団体の名称)

代表者氏名 (役職) (氏名)

較正業務規程の変更について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の9の規定に基づき、下記のとおり較正業務規程の変更を届け出ます。

記

1 変更内容

別添のとおり

2 変更年月日

○年○月○日

3 変更理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○のため。

※別添として、変更後の較正業務規程と新旧対照表を添付してください。

【様式例 1 2 登録更新申請書】

登録更新申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○

名称 (団体の名称)

代表者氏名 (役職) (氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 条の 6 の規定に基づき、登録
較正機関の登録の更新を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

名 称

住 所

代表者氏名

代表者住所

2 較正の業務を行う事業所の名称及び所在地

名 称

所 在 地

3 較正の業務を開始しようとする年月日

年 月 日

【様式例 1 3 実績報告書】

○年度較正業務実績報告書

年 月 日

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長 殿

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
名称 (団体の名称)
代表者氏名 (役職) (氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 号の表第 1 号に定める登録較正機関として行う粉じん計の較正の業務に関し、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績
別紙 1 のとおり
- 2 事業に係る支出明細書
別紙 2 のとおり

(別紙1) ※法人の事業報告等で既存の資料がある場合は、その資料を添付してください。

事業実績

○年度 (○年○月○日～○年○月○日)

較正の実施年月日	実施者の氏名	較正を行った機器の名称	備考

(別紙2) ※ 法人の事業報告等で既存の資料がある場合は、その資料を添付してください。

○年度収支決算書
○年○月○日より○年○月○日まで

事業の名称	
-------	--

科目		(単位：円) 決算額
I 収入	(1)手数料	
	(2)その他収入	
当期収入合計 (A)		
前期繰越収支差額		
収入合計 (B)		
II 支出	(1)事業費	
	(2)管理費	
当期支出合計 (C)		
当期収支差額 (A) - (C)		
次期繰越収支差額 (B) - (C)		

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（抄）

（建築物環境衛生管理基準）

第四条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

- 2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。
- 3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）（抄）

（建築物環境衛生管理基準）

第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする

一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

- イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。ニにおいて同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

一 浮遊粉じんの量	空気一立方メートルにつき〇・一五ミリグラム以下
二 一酸化炭素の含有率	百万分の十（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値）以下
三 二酸化炭素の含有率	百万分の千以下
四 温度	一 十七度以上二十八度以下 二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
五 相対湿度	四十パーセント以上七十パーセント以下
六 気流	〇・五メートル毎秒以下
七 ホルムアルデヒドの量	空気一立方メートルにつき〇・一ミリグラム以下

- ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第一号から第三号まで、第六号及び第七号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。

ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

- イ 給水に関する設備（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための

措置を講ずること。

- ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。
- 三 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。
 - イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。
 - ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）（抄）

（空気環境の測定方法）

第三条の二 令第二条第一号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行うこと。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（○・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	○・五度目盛の温度計
五 相対湿度	○・五度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	○・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	二・四—ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、四—アミノ—三—ヒドラジノ—五—メルカプト—・二・四—トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

- 二 令第二条第一号イの表の第一号から第三号までの上欄に掲げる事項について、当該各号の下欄に掲げる数値と比較すべき数値は、一日の使用時間中の平均値とすること。
- 三 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める事項について、二月以内ごとに一回、定期的に、測定すること。
 - イ 空気調和設備を設けている場合 令第二条イの表の第一号から第六号までの上欄に掲げる事項
 - ロ 機械換気設備を設けている場合 令第二条イの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項
- 四 特定建築物の建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第十三号に規定する建築をいう。）、大規模の修繕（同条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）（以下「建築等」と総称する。）を行ったときは、当該建築等を行った階層の居室における令第二条第一号イの表の第七号の上欄に掲げる事項について、当該建築等を完了し、その使用を開始した日以後最初に到来す

る測定期間（六月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）中に一回、測定すること。

（登録）

第三条の三 前条第一号の表第一号の登録は、同号の較正の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
- 二 較正の業務を行う事業所の名称及び所在地
- 三 較正の業務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 四 第三条の五第一項第一号に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所有又は借入れの別、所在場所を記載した書類
- 五 較正の業務を実施する者の氏名及び略歴
- 六 申請者が法人である場合は、その役員の名簿及び略歴を記載した書類
- 七 較正の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（欠格条項）

第三条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の二第一号の表第一号の登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第三条の十四の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第三条の五 厚生労働大臣は、第三条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる較正の業務を行うために必要な機械器具を有し、これを用いて較正の業務を行うものであること。

- イ ステアリン酸粒子発生装置
- ロ 電子顕微鏡
- ハ 電子顕微鏡用画像撮影装置
- ニ ローボリウムエアサンプラー
- ホ 精密天秤
- ヘ 積算流量計
- ト 設置型粉じん計
- チ チャンバー
- リ フロート型面積流量計

二 較正の業務を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ロ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学又は工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の実務に従事した経

験を有する者

- ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 三 次に掲げる較正の信頼性の確保のための措置がとられていること。
 - イ 較正の業務を行う部門に管理者が選任されていること。
 - ロ 較正の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら較正の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。
- 2 登録は、較正機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録の年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が較正の業務を行う事業所の名称及び所在地

(登録の更新)

- 第三条の六 第三条の二第一号の表第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

- 第三条の七 第三条の二第一号の表第一号の登録を受けた者(以下「登録較正機関」という。)は、同号の機器の較正の申込みがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、較正を行わなければならない。
- 2 登録較正機関は、公正に較正の業務を行わなければならない。

(変更の届出)

- 第三条の八 登録較正機関は、その氏名若しくは名称、住所、較正の業務を行う事業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

- 第三条の九 登録較正機関は、較正の業務に関する規程(以下「較正業務規程」という。)を定め、較正の業務の開始前に厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 較正業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - 一 較正の業務の実施方法
 - 二 較正の業務に関する料金
 - 三 前号の料金の収納方法に関する事項
 - 四 較正済証明書の発行に関する事項
 - 五 較正の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
 - 六 第三条の十一第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、較正の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止)

- 第三条の十 登録較正機関は、較正の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

- 第三条の十一 登録較正機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされて

いる場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 較正を申し込もうとする者その他の利害関係人は、登録較正機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録較正機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第三条の十二 厚生労働大臣は、登録較正機関が第三条の五第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録較正機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三条の十三 厚生労働大臣は、登録較正機関が第三条の七第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録較正機関に対し、較正の業務を行うべきこと又は較正の業務の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三条の十四 厚生労働大臣は、登録較正機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて較正の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三条の八から第三条の十まで、第三条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第三条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第三条の十二又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三条の二第一号の表第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第三条の十五 登録較正機関は、較正の業務を実施したときは、較正の実施年月日、実施者の氏名及び較正を行つた機器の名称を記載した帳簿を作成し、較正の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(報告の徴収)

第三条の十六 厚生労働大臣は、較正の業務の適正な実施を確保するため必要な限度において、登録較正機関に対し、登録較正機関の業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第三条の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三条の二第一号の表第一号の登録をしたとき。

二 第三条の八の規定による届出があつたとき。

三 第三条の十の規定による届出があつたとき。

四 第三条の十四の規定により第三条の二第一号の表第一号の登録を取り消し、又は較正の業

務の停止を命じたとき。